

指名競争入札参加資格者格付要領

(等級の分類及び格付け)

第1条 工事の請負契約指名競争入札参加資格者は、必要に応じ等級に区分して格付けるものとし、それぞれの等級の格付けについては、客観的要素及び主観的要素の審査結果に基づいて決定するものとする。

(客観的要素及び主観的要素)

第2条 工事の請負契約指名競争入札参加資格者について審査すべき客観的要素の項目は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項の規定による各項目とし、それぞれの項目の審査については「建設業法第27条の23第3項の規定により、経営事項審査の項目及び基準を定める件」に従って行うものとする。

2 工事の請負契約指名競争入札参加資格者について審査すべき主観的要素は、工事の種類別工事成績等とする。

(客観的要素の審査結果による仮等級)

第3条 客観的要素の審査結果による総合数値により、別表のとおり仮等級に区分する。

(等級の決定)

第4条 前条の規定により仮等級に区分された者について、主観的要素の審査結果を勘案し、等級を決定するものとする。この場合において、主観的要素の審査結果により次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、仮等級を変更し、等級を決定して格付けすることができる。

(1) 主観的要素につき優良と認められる場合は、仮等級の1級上位の等級

(2) 主観的要素につき不良と認められる場合は、仮等級の1級下位の等級

(審査基準日)

第5条 客観的要素については、競争入札参加資格申請時において提出する経営事項審査の審査基準日、主観的要素については、3月31日をもって審査基準日とする。

(有効期間)

第6条 第4条により決定した等級の有効期間は、決定されたときから次期の等級決定のときまでとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるものを除くほか、指名業者格付に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この要領は、昭和51年 7月27日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年 7月18日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年 7月18日から施行する。

附 則
この要領は、昭和54年 7月17日から施行する。

附 則
この要領は、昭和55年 7月16日から施行する。

附 則
この要領は、昭和56年 7月 3日から施行する。

附 則
この要領は、昭和60年 6月24日から施行する。

附 則
この要領は、平成 元年 6月21日から施行する。

附 則
この要領は、平成 7年 6月 1日から施行する。

附 則
この要領は、平成11年 7月 1日から施行する。

附 則
この要領は、平成13年 5月 1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年 4月13日から施行する。

別表

工事の種類	仮等級	客観的要素の総合数値	1件の金額の範囲
土木一式工事	A	1140点以上	1億5,000万円以上
	B	870点以上 1140点未満	7,500万円以上 2億円未満
		C	740点以上 870点未満
	D	740点未満	2,000万円未満
建築一式工事	A	1050点以上	1億円以上
	B	790点以上 1050点未満	3,000万円以上 1億円未満
		C	790点未満
電気工事	A	930点以上	2,000万円以上
	B	930点未満	2,000万円未満
ほ装工事	A	850点以上	3,500万円以上
	B	850点未満	3,500万円未満
造園工事	A	840点以上	2,000万円以上
	B	840点未満	2,000万円未満